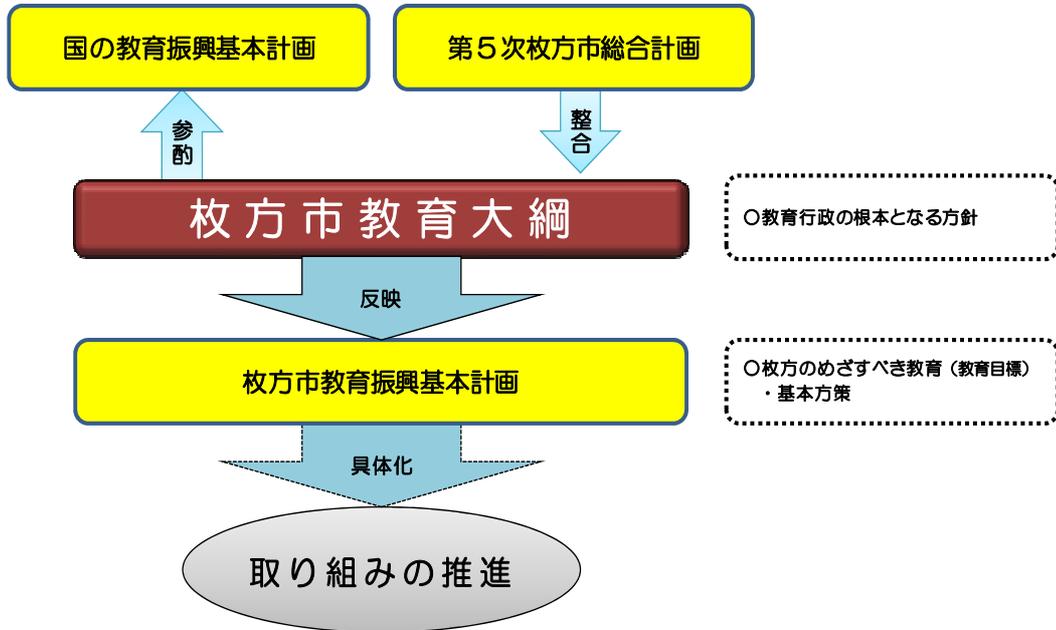


枚方市教育委員会 各部の運営方針

1. 枚方市教育大綱及び枚方市教育振興基本計画について



○枚方市教育大綱

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、地方公共団体の長は、教育の総合的な施策について、その目標や根本となる方針を定める「大綱」を策定することとされました。

枚方市では、同法第1条の3第1項の規定に基づき、市長が教育委員と総合教育会議において協議し「枚方市教育大綱」を策定しています。

方針Ⅰ

知・徳・体の調和のとれた生きる力を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させます。

方針Ⅱ

子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して生き生きと学校での生活を送れるよう学びのセーフティーネットを構築するとともに、教育環境を充実させます。

方針Ⅲ

学びの機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進します。

○枚方市教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項において、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるように努めることとされています。

枚方市教育振興基本計画は、第5次枚方市総合計画を上位計画として、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、本市教育のめざすべきものについて、中長期的な目標を設定し、目標を実現するための取り組みの基本的な方向性を明らかにするものです。

◇教育目標

学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく

～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～

◇基本方策

- 基本方策1 確かな学びと自立を育む教育の充実
- 基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
- 基本方策3 教職員の資質と指導力の向上
- 基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
- 基本方策5 幼児教育の充実
- 基本方策6 地域とともにある学校づくりの推進
- 基本方策7 学びのセーフティネットの構築
- 基本方策8 学びを支える教育環境の充実
- 基本方策9 基礎的な知識・技術の学習機会の提供と図書館の充実
- 基本方策10 文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりの推進

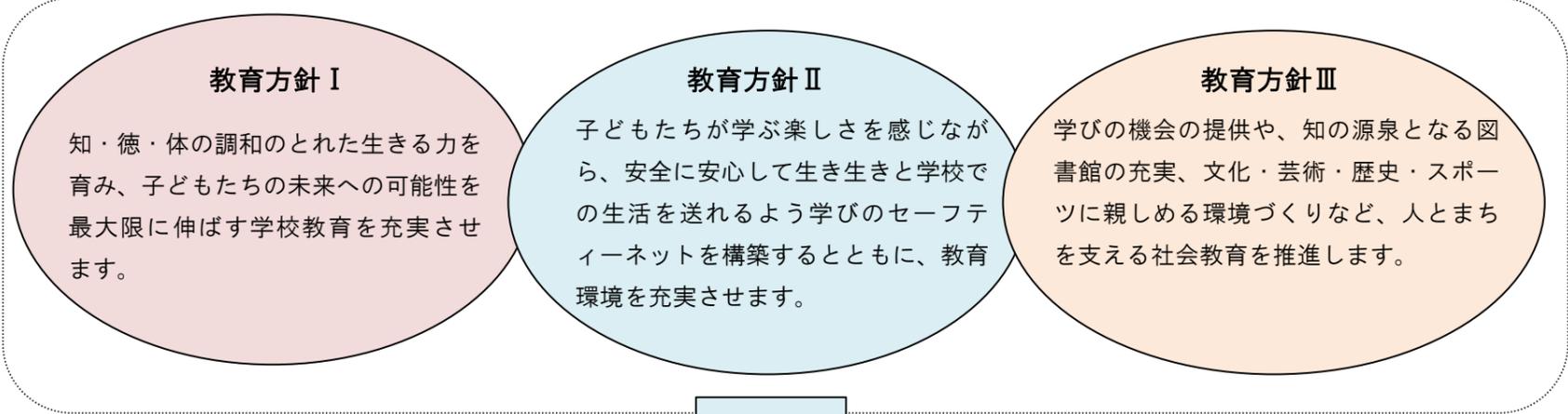
枚方市教育委員会 施策の体系図

第5次枚方市総合計画

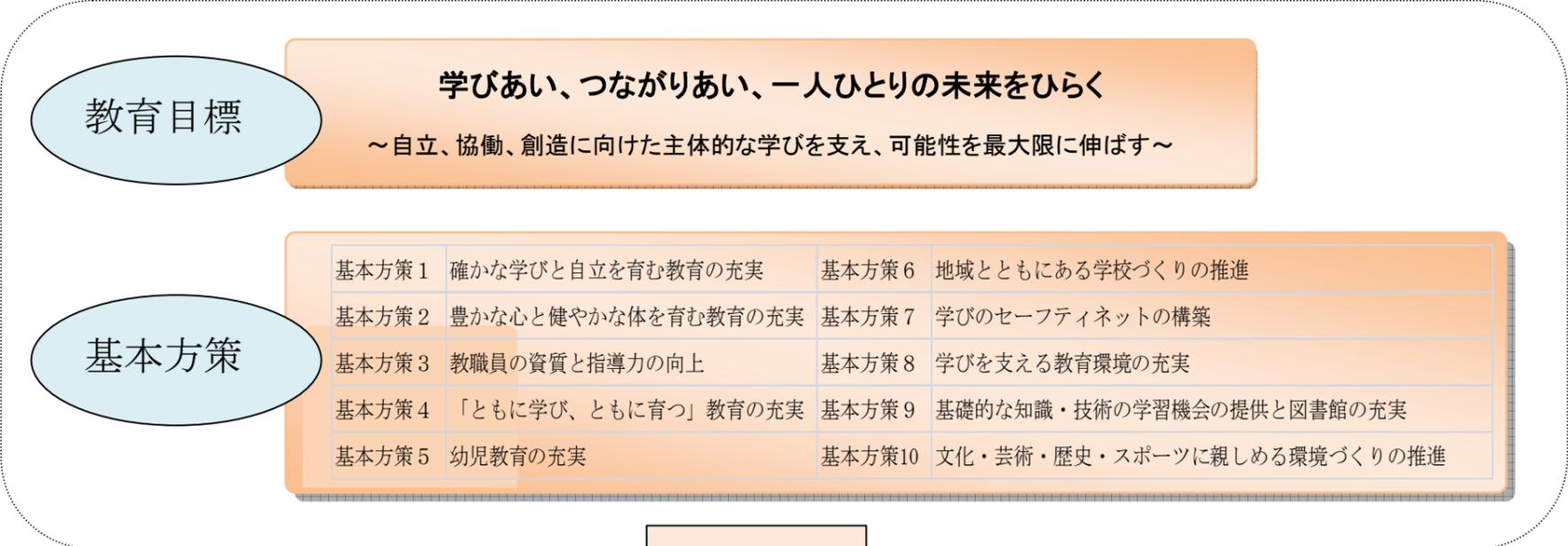
<5つの基本目標>>

- 安全で、利便性の高いまち
- 健やかに、生きがいをもって暮らせるまち
- 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
- 地域資源を生かし、人々が集い活力みなぎるまち
- 自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち

枚方市教育大綱

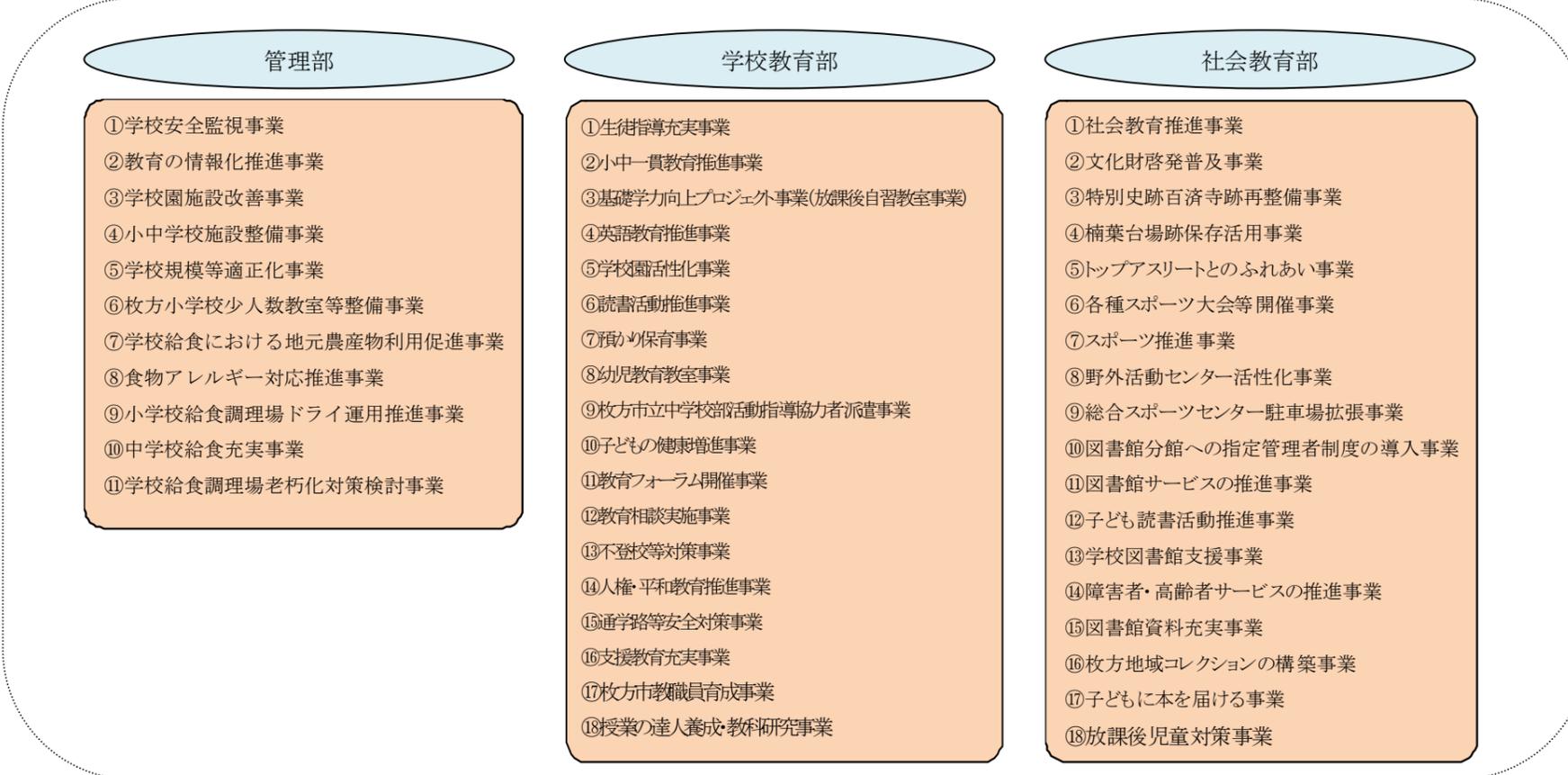


枚方市教育振興基本計画



具体化

平成28年度主要事業



2. 枚方市教育委員会のしくみについて

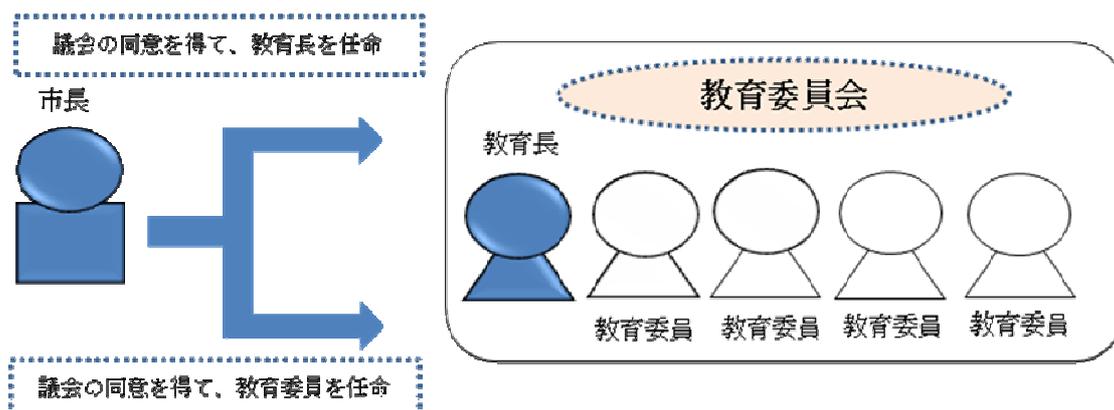
教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めにより、教育に関する事務を処理するために設置される合議制の執行機関です。

この教育委員会制度は、一般人(レイマン)である非常勤の委員で構成される教育委員会の委員の合議により、大所高所から基本方針を決定し、それを教育長が事務局を指揮監督して執行するという「レイマン・コントロール」のもとに運営されています

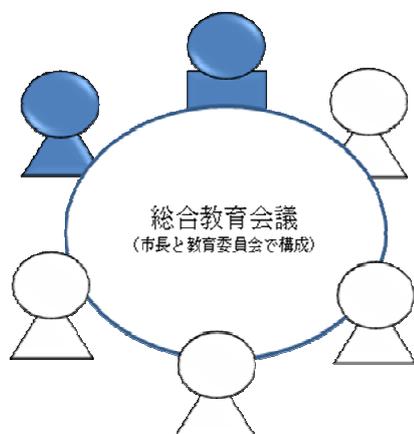
平成 27 年 4 月 1 日から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、教育委員長と教育長を一本化した新たな「教育長」の設置や、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」の設置、教育に関する「大綱」の策定などが規定されました。

枚方市においては、平成 28 年 4 月 1 日から新制度による新たな教育長が設置されています。

○教育委員会の組織イメージ



○総合教育会議のイメージ



■総合教育会議での協議・調整事項

- ①教育行政の大綱の策定
- ②教育を行うための諸条件の整備について重点的に講ずべき施策
- ③児童・生徒等の生命又は身体に被害が生じる緊急の場合に講ずべき措置